

第1章 はじめに

1.1 計画の趣旨

本市では、浸水被害から市民の生命・財産を守るため、これまでも河川や下水道の整備のほか、校庭や公園などへの貯留施設や水田の保全、湛水の防除など、各管理者が個々に対策を実施してきました。

しかしながら、これらの雨水排水施設の整備には時間を要し、また、相次ぐ大型台風の襲来や集中豪雨の増加、更には宅地化の進行に伴う地盤の保水能力の低下などにより、依然として市内各地で浸水被害が発生し、令和4年9月23日台風第15号により甚大な浸水被害が市内全域で発生しました。

また、IPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)では「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とし、将来においては豪雨の発生件数と降雨量の増大を予想するなど、被害拡大のリスク増大を懸念しています。

国土交通省は、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組みを進めており、流域に対して、より効果的かつ戦略的な雨水対策を求めています。

さらに、「これまでに経験したことのない集中豪雨は発生する」との認識の下、河川対策だけでなく、浸水被害の実態や原因、対策の目標について認識を共有しながら、**流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換**する必要があります。

これより、本市では、**整備の優先度が高いエリアを選択し、県及び市の関係部局が連携して事業を集中**することで、効果的かつ戦略的な雨水対策を進めていくこととしました。

このような本市を取り巻く課題や全国的な治水行政の動向も踏まえ、本市では、令和2年2月に策定した「浜松市総合雨水対策計画」を改訂し、短期的な視点だけでなく将来を見据えた雨水対策の対策方針をまとめました。

この計画は、長期的な視点で将来の気候変動や計画規模を大きく上回る豪雨が発生した際、被害の軽減を図ること、浸水被害からの早期復旧を図ることを最終目標として掲げ、その**目標を達成するために当面10年の短期的な取組方針を位置づける**ものです。

また今回の改訂では、令和4年度の豪雨災害を受け、エリア評価を再度実施し、重点対策エリアを12エリアから15エリアへ増やし、今後実施する対策やさらなる対策実施に向けた検討を位置づけ雨水対策の具体化を図りました。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である浜松市総合計画（浜松市未来ビジョン）が描く30年後の理想の姿『どこでも安全、いつまでも安心・安全、持続可能で快適なまち』を実現し、令和4年9月2日豪雨、9月23日台風第15号による被害を念頭に、今後増加する水害リスクに対し、被害の軽減、被害からの早期復旧を図ることを目指し、「浜松市川づくり計画」と「浜松市下水道ビジョン」に基づき、治水対策を進めるが、『どこでも安全、いつまでも安心・安全、持続可能で快適なまちになっている。』の実現には膨大な時間と費用を要することから、本市では治水対策を段階的に進めることとし、**今後10年間で整備すべき、優先度が高いエリアを選択すると共に、ハード・ソフト対策を含めた総合的な雨水対策の方針を示す計画**となります。

加えて、都市部における雨水対策では、放流先河川の影響が大きく、河川の改修計画との整合が重要となるため、静岡県が管理する安間川や馬込川水系などの各河川整備計画と整合を図った計画としています。

また、本計画はSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえて、気候変動への対策や地域と連携した防災・減災などに取り組んでまいります。

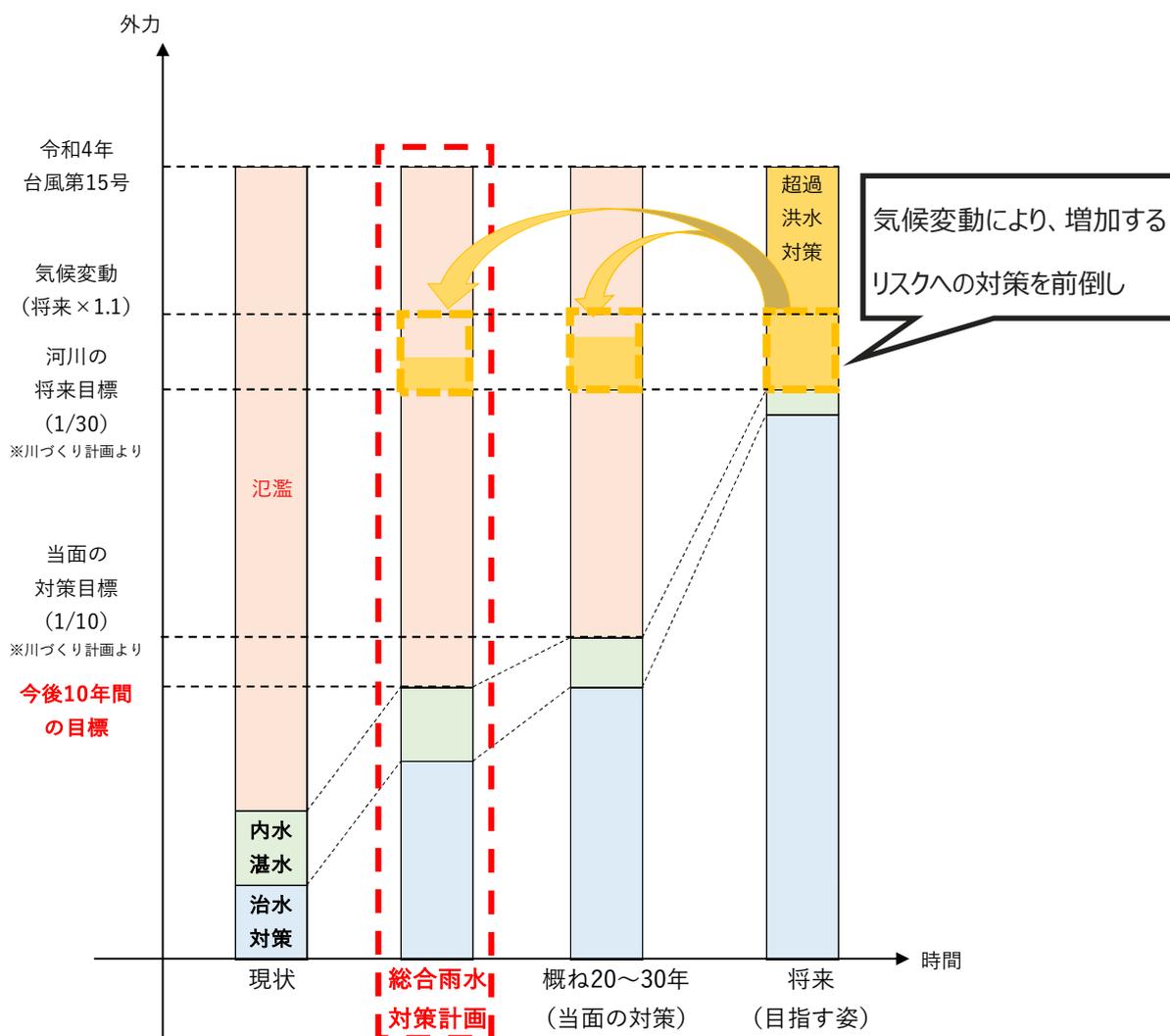


図 浜松市総合雨水対策計画の位置づけ